

令和５年度 入湯税の使途状況について

入湯税は、地方税法第７０１条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興（観光施設の整備含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し課税する目的税です。

令和５年度の入湯税（決算額47,154千円）は、以下のとおり充当しています。

（単位：千円）

区分	事業費	当該事業の財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国	県	地方債	負担金その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	3,305					2,500	805
観光施設の整備	68,093	4,500	442			29,000	34,151
観光振興	36,952	7,957		3,600	3,650	15,654	6,091
合計	108,350	12,457	442	3,600	3,650	47,154	41,047